平成２４年（フ）第５号
千葉県袖ケ浦市吉野田585番地７
債務者　加藤壽美江
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第５８２号
石川県かほく市内日角西79番地
債務者　中川　淑子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９４号
金沢市中央通町５番７号
債務者　壺本　嘉造
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０６号
石川県野々市市藤平田２丁目144番地、従前の住所石川県野々市市新庄５丁目97番地
債務者　瀬嵐　秀明
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１７号
石川県河北郡内灘町字千鳥台３丁目90番地
債務者　吉島とも子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６２５号
金沢市窪３丁目114番地　モンソレイユＶ201号室、従前の住所金沢市高尾台２丁目343番地、従前々の住所石川県白山市河内町江津い１番地
債務者　林　　奈津
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
金沢市有松２丁目１番７号　レトリート有松201、従前の住所神奈川県相模原市相模湖町寸沢嵐2886番地46
債務者　山口　博司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
石川県河北郡津幡町字庄へ１番地10
債務者　村田　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
山梨県上野原市上野原2119番地８号
債務者　馬場　和美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
長野県岡谷市川岸東１丁目５番12号
債務者　望月輝代美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第９１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪4801番地
債務者　林　　正士
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第８０８号
東京都小平市小川西町５丁目11―23　サンヒルズ小川１－Ｃ
債務者　湯本　儀政
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１５号
神奈川県三浦市晴海町21－３
債務者　伊澤　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１６号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目６―11―201
債務者　管見　志乃
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２０号
東京都中野区江原町３丁目25―６―103
債務者　山下美智子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２１号
神奈川県横浜市青葉区もえぎ野１－５―102
債務者　田邊のり子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部